

埼玉県

銘柄設定等申請のあった農産物の種類及び品種名について

「産地品種銘柄の設定」

* 水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米

品種名 とねのめぐみ(選択銘柄)

特性等 出穂期は「コシヒカリ」とほぼ同じく、成熟期は5～6日遅い中生種である。
稈長は「コシヒカリ」より20cm程度低く、耐倒伏性は”強”である。
葉いもち、穂いもち抵抗性は「コシヒカリ」とほぼ同程度である。
収量性は「コシヒカリ」に比べて15%以上多収である。

品種鑑定上の特徴

「コシヒカリ」と比較し、短楕円形で、粒の大きさは若干小粒である。
色彩はより飴色で光沢がある。
腹白及び胴割の発生は「コシヒカリ」に比べ少ない。
縦溝が深い。

注) ・産地品種銘柄とは、

一定の産地(都道府県単位)で生産された品種が、他の産地で生産された同一品種との間で一定の品質差を示すことから、農産物の取引等において当該産地及び品種を特定する必要があるもの。

・必須銘柄とは、

当該産地において作付けされている産地品種銘柄で、概ね産地の全域で検査実績があり、登録検査機関が銘柄判定検査の実施義務を負う銘柄。

・選択銘柄とは、

当該産地において作付けされている産地品種銘柄で、登録検査機関が規定する業務規程に記載(選択)することにより、銘柄判定検査の実施義務を負う銘柄。